

令和 8 年度

【物産展等出展支援事業】

補助金交付申請の手引き

この手引きは、物産展等出展支援事業補助金の交付申請等の手続についてご案内するものです。

申請に当たっては、必ず内容をご確認ください。

○申請受付期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

※申請は、出展に要する経費を支払う前に行ってください。

※予算の上限に達した場合は、受付期間中であっても申請書の受付を終了します。

○お問い合わせ先

佐渡市役所地域振興部地域産業振興課

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

電話 0259-67-7863

FAX 0259-63-5125

E-mail sangyo@city.sado.niigata.jp

令和 8 年 4 月

佐渡市役所 地域産業振興課

1 事業の目的

(1) 事業の目的

本事業は、島内産品を積極的に島外へPRすることで島内企業の活性化に資するため、また、積極的な都市部との産業間の連携を促進するため、市内に工場又は事業所を有する者（以下「補助事業者」という。）が、見本市や商談会、物産展等へ出展する際に要する経費を予算の範囲内で補助することを目的としています。

(2) 島内産品の定義

本事業の趣旨に係る「島内産品」は、工芸品・食品・工業製品について、次のいずれかに該当するものです。

- ・ 市内で生産されたもの
- ・ 原材料の主要な部分が市内で生産されたもの
- ・ 製造・加工その他の工程のうち主要な部分を市内で行うことにより相応の付加価値が生じているもの

2 補助要件等

(1) 補助対象経費

補助対象経費については下記のとおりです。

経費区分	補助対象経費	主な留意事項
1 旅費	旅費 (船賃・宿泊費)	船賃は、原則としてカーフェリー2等往復船賃の各種割引切符の料金が対象です。午前9時以降に佐渡を出発するカーフェリーでは、出展・または出展に係る用事に間に合わない場合は、往路に限り早朝ジェットフォイルの各種割引切符の料金を対象とすることができます。 宿泊費は、出展1回あたり2人までの、最大7泊分（前泊・後泊含む）が対象です。前泊・後泊は行程上必要と認められる場合のみ対象となります。 宿泊税は補助対象外です。
2 需用費	光熱水費	出展に係るガス・水道・電気等の利用料金が対象です。
3 役務費	通信運搬費	製品輸送料（車輛による製品輸送の場合の自動車航送料を含む）が対象です。
	手数料	出展に係る出店料や販売手数料等が対象です。
4 使用料及び賃借料	賃借料	出展時に必要な什器等のレンタル代等が対象です。
5 工事請負費	工事請負費	出展に係る小間の装飾代（財産の取得とならない経費）が対象となります。消耗品費等は対象外です。

(2) 補助金の額

補助金の額は、次のとおり定められています。

- 補助対象経費（消費税等を除く。）の2分の1以内
- 上限額
 - 商談会：20万円
 - 物産展等の売上収入等を伴う出展：10万円
- 端数処理：1,000円未満の端数は切り捨て

【計算例】

○補助対象経費の税抜額の合計が137,823円となる場合

$$137,823 \text{ 円} \times 2 \text{ 分の } 1 = 68,911 \text{ 円} \Rightarrow \underline{68,000 \text{ 円}} \text{ (千円未満切捨て)}$$

(3) 補助回数・対象期間

同一年度の補助回数は1事業所当たり3回までとし、申請年度内に事業が完了するものを対象とします。

(4) 申請者の要件

申請者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

1. 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
2. 市税等を滞納していないこと。
3. 佐渡市暴力団排除条例に該当しない者であること。
4. 下表に掲げる「措置要件」に該当し、交付停止期間を経過していない者でないこと。

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

3 申請手続き

(1) 提出書類

補助金の交付を申請する際は、事業に着手する前に、以下の書類を提出してください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書及び収支予算書
- ③ 出展内容が確認できる開催案内等
- ④ 佐渡市提出用の納税証明書（申請日から1カ月以内のもの）
- ⑤ その他、市が必要として求める書類等

(2) 提出先

佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課

〒952-1292

佐渡市千種 232 番地

E-mail : sangyo@city.sado.niigata.jp

メールによる提出も可能です。ただし、添付ファイルの容量等によりメールが届かない場合があるため、送信後は電話で受信確認をしてください。

(3) 交付決定

提出された申請書類の内容審査の結果、市が交付を認めたときは交付決定通知書により通知します。

交付決定日より前に支払った経費は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

(4) 交付条件

交付決定にあたり、市は補助事業者に次の条件を付します。

- ・事業内容を取下げ・変更・中止または廃止する場合は、市の承認が必要となります。
- ・実績報告、関係書類の保存、市が行う確認・調査等にご協力いただく必要があります。
- ・不正又は交付条件違反があった場合は、交付決定の取消しや補助金の返還を求めます。

4 交付決定後の注意事項

(1) 申請の取下げ

交付決定の内容又は交付条件に対して不服がある場合は、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、交付申請取下げ書を提出することにより、申請を取り下げることができま

す。

(2) 変更承認申請

交付決定額から増額、または 20%以上の減額となる内容変更をしようとする時は、次の書類を提出し、事前に市の承認を得る必要があります。

【提出書類】

1. 変更承認申請書（様式第 5 号）
2. 変更事業計画書及び変更収支予算書
3. その他、市が必要として求める書類等

変更承認申請書が承認されたときは、変更交付決定通知書により通知します。

(3) 事業の中止又は廃止

やむを得ない事由により補助事業の全部又は一部を中止、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書により市の承認を得る必要があります。

5 実績報告から支払い

(1) 実績報告書類の提出

補助事業が完了したら、実績報告書に以下の添付書類を添え、事業完了日（補助事業に係る支払いがすべて完了した日）から起算して **20 日以内**または **3 月 31 日のいずれか早い日**までに提出してください。

【提出書類】

1. 実績報告書（様式第 7 号）
2. 収支決算書
3. 補助対象経費に係る支払いを証明する書類
4. 出展報告レポート
5. その他、市が必要として求める書類等

【提出書類等の注意点】

- ・申請者氏名において、法人の場合は法人名（事業所名）および役職を、個人事業主の場合は屋号を記載してください。
- ・領収書に記載の宛名は、申請者氏名の記載と同一としてください。
- ・佐渡汽船の切符のみでは証憑書類とはなりません。必ず宛名のある領収書を発行してください。

領収書の宛名は
申請者と同一

佐渡市長 様

申請者 住所 氏名 〇〇株式会社
代表取締役 △△△△
メールアドレス
(電話番号:)

年度物産展等出展支援事業補助金交付申請書

物産展等出展支援事業について、次のとおり交付されるよう、佐渡市物産展等出展支援

No. 123456

領 収 書

〇〇株式会社 様

但し 出店料として

¥30,000-

(但し、上記正に領収いたしました。)

令和 年 月 日

〒0000-0000
佐渡市〇〇町1-2-3
〇〇商事
TEL 00-0000-0000

印 証 印 鑑

(2) 補助金交付額の確定

実績報告の内容が補助金の交付決定の内容及び付された条件に適合すると認められた時は、市は補助金の額を確定し、通知します。

(3) 補助金交付請求書

補助金の交付額が確定すると、市から交付額確定通知書と共に請求書の様式を送付します。この請求書を補助事業者が提出することにより、市から補助金が支払われます。

6 交付決定の取り消し及び補助金の返還

(1) 補助金の取り消し及び補助金の返還

次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ・ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ・ 規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- ・ 規定により付された条件に違反したとき。
- ・ その他法令等に違反したとき。
- ・ 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

交付決定の全部または一部を取り消すことになったときは、交付決定取消通知書により通知します。

(2) 補助金の返還等

交付決定を取り消した場合で、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めます。

(3) 加算金および延滞金

補助金の返還を求められた場合は、返還する補助金の額に加えて、補助金の受領の日から納

付の日までの日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付していただくことがあります。

また、返還すべき補助金を指定された納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付していただくことがあります。

やむを得ない事情があると認められる場合は、申請により加算金又は延滞金の全部又は一部が免除されることがあります。

7 補助金の経理

補助事業者は、補助金に係る経費について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておく必要があります。

補助事業者は、帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存してください。

8 報告・調査・協力

(1) 報告及び調査

市は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行うことができます。

補助事業者は規定により報告の指示があった場合、速やかに遂行状況報告書を市に提出しなければなりません。

(2) 協力事項

補助事業者は、市が求めたときは次の事項に協力してください。

- ① 成果に関する資料の作成
- ② 市が主催する成果報告会に際しての、資料作成、出席および発表
- ③ 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

9 よくある質問

Q1. 高速料金や新幹線の料金は補助対象になるか。

→本補助金では、旅費の補助対象は船賃及び宿泊費のみとしています。

Q2. 海外で出展する場合も補助対象になるか。

→海外で開催される物産展等への出展も補助対象です。ただし、交通費として補助対象となる

のは佐渡～新潟間の船賃のみであり、その他航路の船賃及び飛行機代は補助対象外です。
海外での出展であっても、国内での出展と同様に上記の補助対象経費表で定めている経費が補助対象となります。

Q3. 小間装飾のためにのぼりを作成したいが、補助対象になるか。

→出展会場の小間装飾に係る基本工事料は補助対象となりますが、のぼり等、補助事業完了後も他の展示会などで継続して使用できる物品の作成・購入費は補助対象外です。

Q4. 物産展等への申し込みと同時に出展料の支払いが必要な場合はどうしたらよいか。

→原則として、補助対象経費は交付決定日より前に支出した場合は補助対象外となります。ただし、出展料等の支払期限等の都合により、交付決定前に支払いを行うやむを得ない理由がある場合は、補助対象として認められる場合がありますので、事前にご相談ください。

Q5. 7日以上の日程だと往復切符の有効期限が切れるが、この場合の船賃はどうなるのか。

→実際に要した費用が補助対象となりますので、往復切符の有効期限を超える日程の場合は、片道切符を2回購入した場合の料金を補助対象とします。

Q6. 悪天候等により船が欠航したために、やむを得ず発生した宿泊費は対象になるか。

→船の欠航により発生した後泊の宿泊費のみ対象となります。船の欠航を見越して前泊した場合の宿泊費は補助の対象外です。

船の欠航により追加で宿泊費が発生した場合は、必ず佐渡汽船にて欠航証明書を受け取り、補助対象経費に係る支払いを証明する書類として提出してください。